

平成27・28年度

物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引き

羽幌町

この申請手続きは、羽幌町が発注する物品の購入契約、印刷物の製造請負契約及び物品（事務機器、自動車）の賃貸借契約に係る競争入札（以下、「競争入札」という。）に参加できるかどうかの資格をあらかじめ審査するために、入札への参加を希望する事業者から必要書類を提出してもらうものです。

審査の結果、入札参加資格者になりますと羽幌町の「物品の購入等競争入札参加資格者名簿」に登録されますが、期間中必ずしも入札に参加ができるとは限りませんのでご了承ください。

第1 資格の有効期間

資格登録日から平成29年3月31日

第2 資格審査基準日

申請日

第3 申請の受付

1 申請受付期間

平成29年3月31日まで（土・日曜日、祝日を除く）

午前 9時00分～12時00分

午後 13時00分～17時00分

2 申請書提出先

〒078-4198 北海道苦前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町役場 財務課経理係

電話 0164-62-1211（内252、253）

※ 申請書類を郵送等によって提出する場合は、書類の不備及び記載漏れ等にご注意ください。

第4 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に該当しないものであること。
 - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - ② 破産者で復権を得ない者。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札等の参加を制限されていないもの。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないもの
- (4) 羽幌町税（羽幌町に納入義務があるもののみ。）、消費税及び地方消費税を完納しているもの
- (5) 営業に関し、法令に基づく許可、免許及び登録等を受けているもの
- (6) 営業年数が1年以上のもの
- (7) 審査基準日の前日から過去1年の間に、申請を行う事業（別紙3「業種別分類表の大分類の単位）に係る売上高を有しているもの

第5 提出書類等

競争入札参加資格審査の申請に必要な提出書類は別紙1のとおりです。

第6 資格審査等

1 資格審査

- (1) 申請時に入札参加資格、営業種目等の要件、申請書及び添付書類の記載内容等について審査します。
- (2) 申請書及び添付書類等に不備があった場合、訂正又は再提出を指示することがあります。
- (3) 申請書類等の訂正又は再提出の指示後、特別の事情がなく訂正又は再提出がされない場合は「申請不受理」の取扱いとする場合があります。
- (4) 資格審査結果の通知は、「物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書」により申請者（受任者がある場合は受任者）へ送付します。

2 資格の消滅

資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとします。

- (1) 第4に定める資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資格申請を行っている業種に関し必要な許可、免許、登録等を有しないこととなつたとき。
- (3) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において、虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 変更審査申請及び変更届

- (1) 変更審査申請書又は変更届の提出が必要な変更事由

- (1) 物品購入等競争入札参加資格変更審査申請書の提出が必要な場合
 - イ) 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
 - ロ) 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあっては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）
 - (2) 物品購入等競争入札参加資格関係事項変更届の提出が必要な場合
 - イ) 住所（本店）、商号又は名称、法人の代表者氏名、資本金、組織、支店等の名称、主たる事業又は営業に必要な許可等を変更した場合
 - ロ) 希望する分類を追加する場合（「物品の購入」の資格者が「印刷物の製造」や「物品の賃貸借」に係る分類を追加するなど資格の種類の追加が必要となる場合にあっては、新たに資格審査申請を要しますのでご留意ください。）

- (2) 提出書類

資格の有効期間内に、申請内容に変更があった場合に提出が必要な書類は、別紙2のとおりです。

第8 事業廃止届

資格者が資格の有効期間内に事業を廃止したときは、「事業廃止届（第4号様式）」を、速やかに提出してください。

第9 その他

政令第167条の2及び羽幌町契約規則第21条の規定に基づき、随意契約をしようとする場合においても本登録名簿を参考に見積合わせ等を執行することになります。

別紙1

競争入札参加資格審査の申請に必要な提出書類

提出書類等	注意事項等	法人	個人	中小組合
物品購入等競争入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	<p>(第1号様式1面)</p> <p>① 申請者欄 全ての申請者が必ず記入してください。</p> <p>② 受任者欄 本店が道外等にあって羽幌町内又は近郊にある支店へ当該申請及び入札等に係る権限を委任する場合に記入してください。 受任者欄の記入がある場合は、委任状(参考様式)の提出も必要になります。</p> <p>③ 連絡先欄 当該申請書を作成した事務担当者等の連絡先について記入してください。</p> <p>(第1号様式2面)</p> <p>④ 事業所の概要欄 創業年月日は、登記簿謄本に記載している設立(成立)年月日を記入してください。個人の場合は開業年月日を記入してください。 資本金は、登記済の資本金(万円未満切り捨て)を記入してください。登記事項証明書に資本の記載のない法人は、最新の貸借対照表中の資本金を記入してください。個人の場合は記入不要です。 株式会社、有限会社：登記上の資本金額(払込資本金) 合名会社、合資会社：貸借対照表の資本金額 財団法人、社団法人：貸借対照表の資本金額 社会福祉法人：貸借対照表の基金(基本財産) 特定非営利活動法人：貸借対照表の正味財産の金額 従業員数は、役員を含めて記入してください。</p> <p>(第1号様式3面)</p> <p>⑤ 官公庁納入実績欄 過去1年間における当該資格審査申請業種に関する官公庁との契約の実績を記入してください。単価契約の場合は物品等名に「単価契約」と加え年間の合計金額を記入してください。</p> <p>⑥ 営業に必要な許認可等欄 営業を行う上で必要とされる許認可、免許、資格書等の名称を記入し、許認可等に関する証書の写しを添付してください。 「有効期間終了日」欄について、有効期間の終了がない場合、不明の場合は空欄で結構です。</p> <p>※ 各欄に対応する資料等がある場合はその資料の添付によって申請書への記入を省略することができます。</p>	◎	◎	◎

提出書類等	注 意 事 項 等	法人	個人	中小組合
資格審査申請業種一覧表 (第2号様式)	別紙3業種別分類表を参照のうえ、希望する順番の品目から記入してください。 大分類欄、中分類欄には該当する番号を、取扱品目欄には中分類の主な品目を記入してください。	◎	◎	◎
履歴事項全部証明又は現在事項証明書 (法人のみ) (写し可)	審査基準日前3ヶ月以内に法務局が発行したものを提出してください。写し可。	◎		◎
身分証明書 (個人のみ) (写し可)	審査基準日前3ヶ月以内に市区町村長が発行したものを提出してください。写し可。		◎	
審査基準日の1年以上前から希望する業種を営業していることを証する書類 (個人のみ)	審査基準日の1年以上前から営業していることを証する書類。次のいずれか1つ等を提出。 ① 審査基準日から1年以上前の契約書、請書、請求書(控)納品書(控)等の写しなど ② 審査基準日直前1年分の確定申告書及び添付書類(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し 市区町村長が発行する「営業証明書」に営業開始日及び事業内容が記載されている場合は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出。 ※羽幌町が発行する「営業証明書」は営業開始日及び事業内容の記載がないため不可。		◎	
有資格者名簿	申請する事業に関し法令による免許等が必要な場合のみ提出してください。なお、資格を証明する証書等の添付は必要ありません。	○	○	○
委任状	当該申請、入札及び契約等の権限を支店・営業所等が受任した場合、本社からの委任状を提出してください。申請書(第1号様式)の受任者欄に記載がある場合は提出してください。	○		○
最近1年間の決算書類 (写し)	法人は決算書。個人は確定申告書の収支内訳書等の写しを提出してください。	◎	◎	◎
羽幌町税の納税証明書	羽幌町から課税されている法人及び個人。審査基準日前3ヶ月以内に羽幌町が発行したものを作成して下さい。	○	○	○
消費税及び地方消費税の納税証明書	審査基準日前3ヶ月以内に税務署が発行したものを提出してください。 国税通則法施行規則 別紙9号様式 個人:その3、その3の2、法人:その3の3	◎	◎	◎
協同組合等の概要がわかる書類	中小企業協同組合等のみ提出。組合等の概要、役員及び組合員名簿他を提出してください。			◎
官公需適合組合証明書 (写し)	中小企業協同組合等において、官公需適合組合の証明を有する場合提出してください。			○

(注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当する場合に提出する書類です。

内容を確認するために他の書類の提出をお願いする場合もありますので、ご了承ください。

別紙2

申請内容に変更があった場合に提出が必要な書類

① 物品購入等競争入札参加資格変更審査申請書（第3号様式その1）を提出する場合

変更事項	区分	主な添付書類
1 相続		ア 相続を証する書面（戸籍謄本（写し可）、分割協議書（写し）等） イ 相続した者に係る市区町村長発行の身分証明書（写し可）
2 合併	(1) 合併された企業が法人の場合	ア 合併契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ 解散登記に係る登記事項証明書（写し可）（解散登記未了の場合は、合併に係る総会議事録の写し） ウ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
	(2) 合併された企業が個人の場合	ア 合併を証する書面 イ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
3 事業（営業）譲渡	(1) 譲受人が法人の場合	ア 譲渡契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ 登記事項証明書（写し可）（譲渡に関し登記の必要なもの）
	(2) 譲受人が非資格者の場合	ア 譲渡契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ 譲受人に係る資格審査申請書及び添付書類
4 会社分割	(1) 承継した者が資格者の場合	ア 新設分割計画書又は吸收分割契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ 分割登記に係る登記事項証明書（写し可）（分割登記未了の場合は分割に係る総会議事録写し）
	(2) 承継した者が非資格者の場合	ア 新設分割計画書又は吸收分割契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ 承継した者に係る資格審査申請書及び添付書類
5 中小企業組合等の構成員の変更	(1) 組合員が脱退した場合	脱退を証する書面
	(2) 新規に加入した組合員がある場合	加入を証する書面

② 物品購入等競争入札参加資格関係事項変更届（第3号様式その2）を提出する場合

変更事項	区分	主な添付書類
1 住所	(1) 法人の場合	登記事項証明書（写し可）
	(2) 個人の場合	ア 住民票（写し可） イ 営業証明書等（写し可）
2 法人の代表者氏名		登記事項証明書（写し可）
3 資本金		登記事項証明書（写し可）（合名会社、合資会社及び会社以外の法人の場合は、貸借対照表）
4 商号又は名称	(1) 法人の場合	変更に係る登記事項証明書（写し可）
	(2) 個人の場合	変更を証する書面
5 組織	個人↔(有)↔(株)など	登記事項証明書（写し可）その他町長が必要と認める書類
6 希望する分類	(1) 法人の場合	登記事項証明書（写し）、
	(2) 個人の場合	営業証明書（写し）又は希望する分類の事業内容が確認できる書類（契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し）
	個人、法人共通	営業許可等の写し（営業に関する許可、登録等を有する場合）
7 営業に必要な許可等		変更を証する書面 ※許可等の更新の場合は不要）

※ その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。

別紙3

業種別分類表

1 物品の購入（その他の業務を含む）

大分類	中分類	主な品目等
1 産業用機械器具類	1 土木建設機械器具	特殊車両（フォークリフト、ポンプ車等）を含む
	2 農林業用機械器具	特殊車両（フォークリフト、ポンプ車等）、芝刈機、刈払機を含む
	3 漁業用機器及び資材	20トン未満の船舶、船舶用品等
	4 設備用機器及び資材	空調設備、放送設備、ボイラー、給湯設備等
	5 電気・通信機器及び資材	電気機器、電気製品、照明器具、通信機器、電線等、防災無線、トランシーバー
	6 工作機械器具	工作機械、日用工具等
	7 印刷機器及び資材	事務用を除く
	8 建材類	畳、建具、表具、塗装、ブロック類、ヒューム管、ワイヤー等
	9 原材料類	原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、コンクリート管等
	10 農林業用種苗薬品資材類	庭石、黒土等
	11 工業薬品・火薬類	高圧ガス類 ※取扱のある薬品名等を明記すること
	12 機械修繕	
	13 その他産業用機械器具類	組立ハウス、燃焼炉、コンテナ等
2 医療機器類	1 医療機器	
	2 医療用品類	
	3 医薬品	
	4 その他一般薬品資材類	許可、届出等の要しないもの「医療用ベッド、車イス、放射線防護用品等」、A E D（自動体外式除細動器）、介護用品等
3 教育研究用機器類	1 教材用各種用品	視聴覚機器、楽器、模型、標本等
	2 理化学機器・計測機器及び資材	光学機器、実験機器、分析機器、計量用機器、気象用計器、音響測定器等
	3 図書及び定期刊行物	地図類の販売を含む
	4 運動具	児童遊具、体育機器、スポーツ用品、レジャー用品等
	5 動物	モルモット、鳥、魚、虫類等
	6 その他教育用器具類	美術工芸品、額縁、教材C D等
4 事務用機器類	1 事務用機器	事務機器、O A機器、パソコン（周辺機器含む）、ソフトウェア（パソコンソフト）、印刷機、複写機等
	2 家具・調度品	木製・鋼製家具、学校用机・椅子、じゅうたん、カーテン、黒板等
	3 文具・用紙類	文房具、既成印、和・洋紙、加工紙等
	4 印章	作製印等
	5 写真類	カメラ、写真用品、D P E等
	6 複写類	青写真等
	7 製本	
5 車両・車両用品類	1 自動車	バス、バイクを含む。特殊車両を除く。
	2 自転車・その他車類	
	3 車両用品	車両部品を含む。
	4 車両修繕	車検整備を含む。
6 油脂・燃料類	1 車両燃料	ガソリン、軽油、船舶用含む。
	2 暖房燃料	灯油、重油、L Pガス含む。
	3 その他油脂類	染料を含む。
7 被服・繊維皮革類	1 被服類	作業服、軍手、ゴム製品を含む。
	2 寝具類	
	3 靴鞄類	
	4 その他一般繊維皮革類	洋品、服地、ウエス、業務用テント、シート、ロープ等

大分類	中分類	主な品目等
8 その他	1 保安消防機材	標識類、交通安全施設、避難設備等、消化器
	2 記章・プレート・旗類 ・広告用品	トロフィー、楯、のぼり、どんちょう、腕章等
	3 看板類	パネル、けんすい幕等
	4 時計・貴金属類	
	5 食料品等	茶類を含む。
	6 金物・陶磁器類	厨具、暖房器具、ガラス製品、大工道具を含む。
	7 日用雑貨	ワックス類、洗剤類、袋類等
	8 その他の物品	電話消毒器、ビニール加工製品等

2 印刷物の製造

大分類	中分類	主な品目等
9 印刷物の製造	1 平版印刷	一般の印刷
	2 フォーム印刷	連続帳票、OCR、OMR等
	3 地図印刷	
	4 その他の印刷	凸版印刷、凹版印刷、スクリーン印刷、カード印刷、オンデマンド印刷等

3 物品の賃貸借

大分類	中分類	主な品目等（営業に関する許可等）
10 物品の賃貸借	1 電子計算機	パソコン及び周辺機器を含む。
	2 自動車	バス、バイクを含む。特殊車両を除く。
	3 その他	印刷機、プレハブ、仮設トイレ等、上記分類に該当しないもの

4 業務委託等

大分類	中分類	主な品目等（営業に関する許可等）
11 保守・点検業務	1 機器類	クレーン、昇降機、ボイラー、浄化槽等保守点検
	2 消防設備	消防用設備保守点検
	3 電気保安管理等	
12 施設の清掃・警備等	1 清掃	施設、貯水槽、排水管等
	2 警備	交通整理、機械警備等を含む。
	3 除排雪	町道の除排雪は除く。
	4 その他	産業廃棄物収集運搬・処分等
13 情報システムの開発	1 情報システムの開発	情報システムの開発
	2 その他	
14 その他の業務	10 その他の業務	広告（代理）業務、検査・測定・分析業務、旅客運送・貨物運送業務、選挙ポスター関連業務、各種検診業務、各種マネジメント業務、各種コンサルティング業務等

5 物品の買受け（町有物品売払いに係る買受け）

大分類	中分類	主な品目等（営業に関する許可等）
15 物品の買受け	1 各種鋼材・機械器具	
	2 特殊車両	
	3 解体木材・立木	間伐材他
	4 古紙	
	5 その他物品の買受け	